

## 事案一覧表

諮詢いたしたい事案

○事案の種類

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定

○指定する地域

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北海道運輸局長が定める営業区域の「札幌交通圏」、関東運輸局長が定める営業区域の「京浜交通圏」、北陸信越運輸局長が定める営業区域の「長野交通圏」、「金沢交通圏」、近畿運輸局長が定める営業区域の「大阪市域交通圏」、中国運輸局長が定める営業区域の「倉敷交通圏」、九州運輸局長が定める営業区域の「福岡交通圏」、「北九州交通圏」、「長崎交通圏」、「宮崎交通圏」、「鹿児島市」

○期間

平成27年8月1日から平成30年7月31日まで

○特定地域の指定基準の概要	4
○札幌交通圏における特定地域指定基準への適合状況	5
○札幌交通圏のタクシー事業の現状	6
○札幌交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会からの報告	13
○京浜交通圏における特定地域指定基準への適合状況	14
○京浜交通圏のタクシー事業の現状	15
○京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会からの報告	22
○長野交通圏における特定地域指定基準への適合状況	23
○長野交通圏のタクシー事業の現状	24
○長野交通圏準特定地域協議会からの報告	31
○金沢交通圏における特定地域指定基準への適合状況	32
○金沢交通圏のタクシー事業の現状	33
○金沢交通圏準特定地域協議会からの報告	40
○大阪市域交通圏における特定地域指定基準への適合状況	41
○大阪市域交通圏のタクシー事業の現状	42
○大阪市域交通圏タクシー準特定地域協議会からの報告	49
○倉敷交通圏における特定地域指定基準への適合状況	50
○倉敷交通圏のタクシー事業の現状	51
○倉敷交通圏タクシー準特定地域協議会からの報告	58

○福岡交通圏における特定地域指定基準への適合状況	59
○福岡交通圏のタクシー事業の現状	60
○福岡交通圏タクシー準特定地域協議会からの報告	67
○北九州交通圏における特定地域指定基準への適合状況	68
○北九州交通圏のタクシー事業の現状	69
○北九州交通圏タクシー準特定地域協議会からの報告	76
○長崎交通圏における特定地域指定基準への適合状況	77
○長崎交通圏のタクシー事業の現状	78
○長崎交通圏タクシー準特定地域協議会からの報告	85
○宮崎交通圏における特定地域指定基準への適合状況	86
○宮崎交通圏のタクシー事業の現状	87
○宮崎交通圏タクシー準特定地域協議会からの報告	94
○鹿児島市における特定地域指定基準への適合状況	95
○鹿児島市のタクシー事業の現状	96
○鹿児島市タクシー準特定地域協議会からの報告	103

## 特定地域の指定基準の概要

以下の指標に該当する場合に特定地域として指定 ((5)については、いずれかに該当すること。ただし、日車営収が平成13年度より増加している場合には指定しない)

### (1) 車両の稼働効率の指標

実働実車率(=実働率×実車率)が平成13年度と比較して10%以上減少していること

### (2) 事業者の収支状況の指標

赤字事業者の車両数シェアが1/2以上であること、又は赤字事業者の車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して10ポイント以上増加していること

### (3) 流し営業の指標

人口30万人以上の都市を含む営業区域であること

### (4) 地域の需要動向の指標

総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと

#### ①運転者の賃金水準に関する指標

日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること

#### (5) ②事業運営の適正性の指標

走行100万キロ当たりの法令違反の件数の直近5年間の平均値が、全国の平均値を上回っていること

#### ③安全性の指標

走行100万キロ当たりの事故の発生件数の直近5年間の平均値が、全国の平均値を上回っていること

### (6) 地域・利用者の意向

利用者の意向も踏まえた上で協議会の同意を得ること